

◎新潟県告示第1396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄山(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(3)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(4)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
筒方地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流
下筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南俣(1)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣(2)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イグリ沢地区	新発田市田貝	次の図のとおり	土石流
万代(1)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

万代(2)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(3)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝(1)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝(2)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流
滝沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
秋葉(1)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目・滝谷町・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)-2地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(3)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田沢-1地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-2地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-3地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
細入沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢一ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流

瀬身沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
七拾刈沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
倉ノ平地区	東蒲原郡阿賀町倉ノ平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-2 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-3 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
向沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
芦沢沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)